

札幌市簡易舗装路面点検システム導入運用業務に係る公募型企画競争について、下記のとおり告示する。

令和 6 年（2024 年）4 月 15 日

札幌市長 秋元 克広

記

1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市建設局土木部道路維持課
電話(011)-211-2632

2 公募型企画競争（プロポーザル）に付する事項

(1) 業務名

札幌市簡易舗装路面点検システム導入運用業務

(2) 業務目的

簡易舗装路面点検システム（以下「システム」という。）を導入することで、札幌市の道路の維持管理に携わる職員及び道路維持除雪業務の受託者（以下「維持受託者」という。）の事務負担軽減を図り、生産性を向上させ、効率的な舗装の維持管理を実現することを目的とする。

(3) 業務概要

本業務は、定期的に本市の道路をパトロールしている車両に点検機器を取り付け、AI技術（画像解析）を用いて舗装の路面状態を点検把握し、効率的な舗装の維持管理を行うために必要な路面性状値を得て可視化する。また、舗装の維持管理を行う市と維持受託者の指示、報告等の事務について、コミュニケーションツールを用いて電子化できるシステムを導入するものである。

(4) 履行期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで

3 参加資格

次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されている者であること。
- (6) 過去5年以内に行政分野でのAIを活用した簡易路面点検の導入実績があること。
- (7) 調達仕様書「6 システム機能要件」の「(1)簡易路面点検に関する機能要件」及び「(2)コミュニケーションツールに関する機能要件」の必須項目をすべて有しているシステムであること。

4 手続等

(1) 提案説明書等の交付

令和6年4月15日（月）より札幌市建設局土木部ホームページにて公開する。

<https://www.city.sapporo.jp/kensetsu/top/douro/nyuusatsu.html>

(2) 企画提案書等の提出方法

上記1に掲げる場所に送付又は持参により提出すること。

(3) 企画提案書等の提出期限

ア 質問書受付期限	令和6年4月26日（金）17時00分まで
イ 参加意向申出書提出期限	令和6年5月8日（水）17時00分まで
ウ 企画提案書提出期限	令和6年5月15日（水）17時00分まで

5 選定方法

提案された企画のヒアリング審査を実施し、最高点を獲得した企画提案者を契約候補者とする。ただし、企画提案者が6者以上となった場合は、企画提案書の書類審査を行い、委員の評価の合計点数の上位5者までの企画提案に対してヒアリング審査を実施する。

6 その他

(1) 以下のいずれかに該当した者は失格とする。

ア 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本提案説明書及び各様式にて定める内容に適合しなかった者

イ 審査の公平性を害する行為を行った者

ウ その他、本提案説明書等に定める手続き、方法等を遵守しない者

(2) 企画競争に係る一切の費用については企画提案者の負担とする。

(3) 企画提案書提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加は認めない。

(4) 業務処理体制に記載された総括責任者は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、変更することができない。

(5) 札幌市が提出した資料は、札幌市の了解なく公表、使用することができない。

(6) 詳細は、提案説明書による。